

県南広域振興局長告示第140号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成28年10月21日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1（1） 名称 西和賀町七内川休猟区

（2） 区域 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と町道長瀬野線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を北東に進み町道小坂桐沢線の交点に至り、同点から同町道を東に進み町道桐沢線の交点に至り、同点から同町道を東に進み町道桐沢線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を東に進み七内川山国有林1060林班と花巻越山国有林1071、1069林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み旧和賀郡沢内村と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み旧和賀郡沢内村と旧和賀郡湯田町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みアオシシ沢左岸との交点に至り、同点から同沢を北に進み林道左内線との交点に至り、同点から同林道を北に進み町道左内線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道長瀬野線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成28年11月1日から平成30年10月31日まで

2（1） 名称 西和賀町野々宿休猟区

（2） 区域 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と林道小坂桐沢線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を北東に進み町道新山線の交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道小杉沢線の交点に至り、同点から同町道を南東に進み林道小杉沢線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み岩手南部森林管理署1089林班と岩手南部森林管理署1082林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み和賀郡西和賀町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み和賀郡西和賀町と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み岩手南部森林管理署1069、1071林班と岩手南部森林管理署1060林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み林道桐沢線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を西に進み林道桐沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み林道小坂桐沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成28年11月1日から平成30年10月31日まで